

**令和9年度
福井市地域子育て支援拠点運営業務
実施事業者募集要項**

**令和8年7月
福井市**

募集要項目次

1	募集概要	1
2	参加資格	2
3	実施場所	3
4	委託料	4
5	開設準備費補助金	4
6	申請に関する事項	5
(1)	スケジュール	5
a.	募集要項等の公表	5
b.	質問の受付	5
c.	参加申込書の提出	5
d.	質問の回答	7
e.	参加資格審査結果通知書の送付	7
f.	提案書の提出	7
g.	選定方法	8
h.	選定結果の通知	9
7	失格事項	9
8	受託者の確定及び契約締結	9
9	担当部署（提出・問い合わせ先）	10

1 募集概要

(1) 目的

本市では、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図っています。

今回、子育て支援拠点への多様化するニーズに対応し、また、今後も継続的かつ安定的な拠点運営を行うため、令和9年度の福井市地域子育て支援拠点運営業務を実施する事業者(以下「受託者」という。)を公募型プロポーザルにより募集します。

(2) 募集内容

ア 事業形態

① 新規拠点運営型

受託者自らが地域子育て支援拠点の場所を確保し、運営業務を実施します。

② 既存拠点運営型

きのこルーム(福井市砂子坂町5-58(福井市たけのこ児童館内))の運営業務を実施します。

イ 募集形態

下記のいずれか、又は両方の選択ができます。

・A型 … 新規拠点運営型

・B型 … 既存拠点運営型

ウ 募集事業者数

① 新規拠点運営型 … 1者

② 既存拠点運営型 … 1者

エ 委託期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

オ 業務内容 業務仕様書(別紙)のとおり

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、次にあげる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 福井県内で地域子育て支援拠点事業又はこれらに類似する事業を行った実績があり、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができること。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 参加申込みをする時点において、本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)
- イ 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係
- ウ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- エ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係
- (8) 本プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員でないこと。
- (9) 参加者及びその代表者が、税(国税、県税及び市税)等を滞納していないこと。

共同企業体として応募する場合は、以下の要件を全て満たすものとします。

- (10) 構成員の1者以上が上記(1)の要件を満たすこと。
- (11) すべての構成員が上記(2)から(9)の要件を満たすこと。
- (12) 本市の対応窓口となり諸手続きを行い、事業遂行の責を負う者を代表事業者とすること。
- (13) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の応募者、共同企業体の構成員になっていないこと。

3 実施場所(新規拠点運営型)

新規拠点運営型の実施にあたり、受託者は、福井市内において、次に掲げるスペース及び設置を有する場所を確保することとします(市は事業場所を確保しません)。

- (1) 主に、商店街空き店舗、公民館、保育所、小児科医院等の医療施設など、子育て親子が集う場として適した場所であること。

また、実施場所の確保にあたっては、複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

- (2) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを有すること（事務室、倉庫、トイレ等を除いた交流のためのスペースが、備品等の設置スペースを除いて、概ね40㎡以上あることを目安とします）。
- (3) 十分な耐震性を備えた建物で実施すること（建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物又は耐震診断により耐震上問題ないことが確認されている若しくは耐震改修済であること）。
- (4) 急病人やけが人が発生した際に、円滑に搬出でき、救急対応ができる環境であること。また、火災発生等の災害時における消火、救援活動に支障がない立地であること。
- (5) 非常口、二方向の避難経路を確保し、子育て親子の安全確保に十分配慮すること。また、原則として、乳幼児を連れて避難する際に支障が生じないように低層階であること。
- (6) 施設には、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備及び用具を有すること。
- (7) 賃借物件又は使用貸借契約を締結のうえ、賃貸借契約書の写し（使用貸借等の場合は、その旨がわかる書類）を提出すること。
- (8) 事業の実施にあたっては、開設予定場所の近隣住民、自治会、管理組合等の十分な理解を得ておくこと。

4 委託料

委託料は、実際の運営に要した費用と、当該年度の予算額（国の要綱から積算、詳細は下記表参照）のいずれか低い額を受託者に支払います。

委託料は、人件費、事業運営費（備品購入費、玩具代等）、保険料、講師謝礼等、業務の遂行に直接必要な経費として明確に区分できるものを対象とします。

ただし、本業務と直接関係ないものの、業務を遂行するうえで必要となる経費は、使途や積算根拠を市に明示した上で、市が認めた場合に限り、委託料の対象にできることとします。

受託者決定後、市と受託者による協議の上、仕様書の変更や減額等を行う場合があります。

[国の要綱から積算する委託料(予定)]

開設日数		職員配置	積算額
新規拠点 運営型	3～4日/週	職員を合計3名以上配置する場合	8,275,000円
		職員を合計2名配置する場合	6,519,000円
	5日/週	常勤職員を配置する場合	11,350,000円
		非常勤職員のみを配置する場合	7,622,000円
既存拠点 運営型	3～4日/週	職員を1名以上配置する場合	2,216,000円

※当該年度の国の要綱から委託料を積算するため、積算額は変更となる場合があります。

※委託料の支払いは、令和9年度からになります。

- ※新規拠点運営型は、開設日数は週3日以上(土日含む)、開設時間は1日5時間以上とします。
- ※既存拠点運営型は、開設日数は週3日以上(平日のみ)、開設時間は1日3時間とします。
- ※職員配置は、別紙「業務仕様書」を参照してください。

5 開設準備経費補助金(新規拠点運営型のみ)

新規拠点運営型については、受託者の事業開始にあたり、必要となる初期費用について、次の補助があります。

- (1) 補助率 10/10
- (2) 上限額 4,600,000円
- (3) 対象経費内訳 以下のア～エを対象とします。

ア 施設の改修(躯体整備は除く。)	上限額 4,000,000円
イ 遊具等の備品購入費	
ウ 広報経費	
エ 礼金(賃貸借契約解除時に返金されるものは除く。)及び開設前1か月前の賃借料	上限額 600,000円

※補助金の対象となる経費は、補助金の交付決定後、令和9年2月末日までに、完成・引き渡しがされるものに限りま。

詳細は、別紙「福井市地域子育て支援拠点事業開設準備経費補助金交付要綱」を参照してください。

また、当該補助金を申請する予定の受託者については、様式第10号(収支予算書)の「開設準備経費補助金の活用予定」欄において、「有」に○をつけてください。

6 申請に関する事項

- (1) スケジュール

a. 募集要項等の公表	令和8年7月1日(水)
b. 質問受付	令和8年7月1日(水)～7月10日(金)
c. 参加申込書の提出受付	令和8年7月1日(水)～7月22日(水)
d. 質問に対する回答(ホームページ掲載)	令和8年7月15日(水)(予定)
e. 参加資格審査結果通知書	令和8年7月29日(水)(予定)
f. 提案書の受付	令和8年8月3日(月)～8月10日(月)
g. 審査委員会	令和8年8月下旬頃
h. 選定結果通知	令和8年8月下旬から9月上旬頃
i. 業務開始	令和9年4月1日(木)

※スケジュールは変更となる可能性があります。

- a. 募集要項等の公表 … 令和8年7月1日(水)

※募集要項等は本市ホームページからダウンロードできます。

b. 質問の受付 … 令和8年7月1日（水）～7月10日（金）午後5時まで
 質問がある場合は、質問内容を「質問票（様式第11号）」に記入し、当該データを電子メールによりこども政策課まで送信してください（アドレスは「9 担当部署（提出・問い合わせ先）」参照）。なお、電話・来訪等による質問は受け付けません。

c. 参加申込書の提出 … 令和8年7月1日（水）～7月22日（水）午後5時まで
 プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり参加申込書を提出してください。

ア 提出書類

- ・下表の①～⑩の書類を1部ずつフラットファイル（A4版縦形）に綴じ、提出してください。
- ・フラットファイルの表紙及び背表紙に「令和9年度福井市地域子育て支援拠点運営業務参加申込書」及び事業者名を記入してください。
- ・インデックス番号を記載したインデックスラベルを各書類の先頭ページをつけて貼付してください。
- ・共同企業体の場合、①～③、⑦、⑩、⑬については代表者のみ、その他についてはすべての構成員について提出してください。
- ・ファイル内の書類はホチキス等でとめないでください。

インデックス	提出書類名称	様式
①	参加申込書	様式第1号
②	共同企業体協定書（共同企業体で参加を申し込む場合のみ）	様式第2号
③	誓約書	様式第3号
④	法人等概要	様式第4号
⑤	子育て支援に関する事業の実績	様式第5号
⑥	申請団体役員名簿及び個人情報の外部提供同意書	様式第6号
⑦	開設予定場所の周辺地図と開設予定施設の平面図、写真 （新規拠点運営型の参加を申し込む場合のみ） ※非常時の避難経路を明記すること ※開設経費補助金を活用して、建物の改修工事を行う予定である場合は、改修する場所を平面図に記入すること。 ※写真は、玄関周り、交流スペース、トイレ、避難経路、駐車場、流し台など概略がわかるもの。	任意様式
⑧	定款又は寄付行為：最新のもの（写し可）	任意様式
⑨	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）：参加申込書提出日以前3か月以内に発行されたもの（写し可）	各種証明書
⑩	法人の決算関係書 （資金収支計算書、事業活動収支計算書又は損益計算書、貸借対照表、財産目録等）：直近3事業年度分（写し可）	任意様式

⑪	納税証明書 ・国税 未納がないことの証明（「法人税」及び「消費税等」） ・県税 滞納がないことの証明 ・市税 滞納がないことの証明（全税目で法人市民税の記載のあるもの）（直近2年分） ※非課税の場合は「非課税証明書」 ※参加申込書提出日以前3か月以内に発行されたもの（写し可）	各種証明書	
（新規拠点運営型の参加を申し込む場合のみ）			
⑫	建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物	実施施設の建物年月が確認できる書類（検査済証、重要事項証明書などの複写に原本証明）	各種証明書
	それ以前に建築された建物	耐震性があることを証明する書類（耐震診断結果など。ただし、旧耐震基準の建物を利用して事業を実施する場合に限る）	各種証明書
	事業実施場所の賃借料が分かる書類		各種証明書
⑬	工事の計画書及び見積書 ※開設経費補助金を活用して、建物の改修工事を行う予定である場合に限る。	任意様式	
⑭	資金的関係又は人的関係に関する申告書	様式第7号	
⑮	組合員名簿及び組合定款 ※中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合	任意様式	

イ 提出場所

福井市こども未来部こども政策課

福井市大手3丁目10-1 福井市役所別館2階

※直接書類を持参してください（その他の方法による提出には応じられません）。

※土曜日、日曜日は受付できません。

ウ その他

・提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。

・参加申込にかかる一切の費用は、参加申込書を提出した者（以下「応募者」という。）の負担とします。

d. 質問の回答 … 令和8年7月15日（水）（予定）

回答はホームページ上に掲載します。

e. 参加資格審査結果通知書の送付 … 令和8年7月29日（水）（予定）

市は、応募者に対し、参加資格の可否及びその理由を書面により通知します。

参加が認められなかった者は、市に対し、理由の説明を書面により求めることができます。なお、当該書面の送付期間は、市が参加資格審査結果通知書を発送した日の翌日から起算して5日後の午後5時まで（市役所閉庁日を除く）に、こども政策課まで提出してください。

市は、当該書面を受領した日の翌日から5日以内（市役所閉庁日を除く）に書面により回答します。

f. 提案書の受付 … 令和8年8月3日（月）から8月10日（月）午後5時まで
参加が認められた応募者は、次のとおり提案書を提出してください。

ア 提出書類

- ・下表の①～⑧の書類を1部ずつフラットファイル（A4版縦形）に綴じ、正本1部副本8部を提出してください。
- ・フラットファイルの表紙及び背表紙に「令和9年度福井市地域子育て支援拠点運営業務提案書」及び事業者名を記入してください。
- ・インデックス番号を記載したインデックスラベルを各書類の先頭ページをつけて貼付してください。
- ・ファイル内の書類はホチキス等でとめないでください。
- ・②及び③は、参加申込書に添付したものの写しを提出してください。

インデックス	提出書類名称	様式
①	企画提案書	様式第8号
②	法人等概要	様式第4号
③	子育て支援に関する事業の実績	様式第5号
④	事業計画にかかる書類（基本的事項）	様式第9-1号
⑤	事業計画にかかる書類（提案内容・管理運営）	様式第9-2号
⑥	事業計画にかかる書類（提案内容・事業内容）	様式第9-3号
⑦	事業計画にかかる書類（提案内容・事業内容向上のための提案案）	様式第9-4号
⑧	収支予算書	様式第10号

イ 提出場所

福井市こども未来部こども政策課

福井市大手3丁目10-1 福井市役所別館2階

※直接書類を持参してください（その他の方法による提出には応じられません）。

※土曜日、日曜日は受付できません。

※時間帯により担当者が不在の場合がありますので、事前にこども政策課へご連絡いただき、日程調整のうえ、お越しくください。

ウ その他の留意事項

- ・提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。
- ・提案書にかかる一切の費用は、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の負担とします。
- ・提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。ただし、誤字の訂正や、やむを得ない事情があると市が認めた場合は、変更ができるものとします。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。
- ・本プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載します。
- ・書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第12号）を提出してください。

g. 審査委員会 … 令和8年8月下旬（予定） ※時間・場所等の詳細は別途通知します。

市が設置した審査委員会において、提案者の中から、受託候補者、次点受託候補者を選定します。なお、新規拠点運営型と既存拠点運営型の審査は別々に行います。

ア プレゼンテーション審査の実施

- ・提案内容の審査は、提案者によるプレゼンテーションを行い、当該委員会が別紙「選定基準」に基づき採点します。採点の結果、総得点が高い上位2者を受託候補者、次点受託候補者（以下「候補者」という。）とします。
- ・持ち時間は25分程度（プレゼンテーション10分、ヒアリング・質疑応答15分）としますが、進行スケジュールにより変更することがあります。
- ・出席者は2名以内とします。
- ・プレゼンテーションは、本業務の責任者又は担当者が行うこと。
- ・内容は、企画提案書に沿ったものとします。
- ・審査の順番は、企画提案書を受け付けた順番とします。
- ・使用するPC、ケーブル等を持参してください。モニターは市が準備します。
- ・当日の企画提案書等の差替え及び追加資料の配布等は認めません。

イ その他

- ・評価の総点数の平均が60点未満の場合は、候補者として選定しません。
- ・総得点が同点の場合は、審査委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定することとし、票数が同数の場合は委員長の判断により決定します。
- ・提案者が1者のみの場合も、審査委員会による審査を実施します。
- ・開催日等の詳細については、別途お知らせします。

h. 選定結果の通知 … 令和8年8月下旬から9月上旬（予定）

提案者全員に対して書面により通知するとともに、市ホームページで公表します。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、候補者として選定を受け、また受託者となることができません。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 審査委員に任命された者が役員等の職についている場合
- (6) 福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する場合
- (7) 福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び同施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する場合
- (8) 福井市非常勤特別職員が役員等に従事している場合（ただし、各種審議会等委員は除く。）
- (9) 審査委員に、働きかけなどの行為を行ったことを市が確認した場合
- (10) 宗教活動や政治活動を目的とした法人又は団体である場合
- (11) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人又は団体である場合

8 受託者の確定及び契約締結

- (1) 市は、受託候補者と委託契約の内容・業務開始に向けて協議を行い、協議が整ったことを確認した後に、受託候補者を受託者とします。なお、協議に必要な書類は、受託候補者が適宜準備することとし、その費用は受託候補者が負担するものとします。
- (2) 市は受託候補者が提案した事業計画に基づく準備等が整わない場合又は協議の過程で受託候補者が辞退した場合は、次点受託候補者を受託候補者に繰り上げ、本業務の受託に向け協議を行います。なお、次点候補者が準備に要した費用の補償は行わないものとします。
- (3) 市と受託者は、本業務の実施にかかる令和9年度当初予算の成立後、令和9年4月1日付けで委託契約を締結するものとします。なお、当該予算案の可決が得られない場合には、本プロポーザルによる選定結果は無効となり、市は一切の損害賠償の責を負わないものとします。

9 担当部署(提出・問い合わせ先)

福井市大手3丁目10番1号

福井市子ども未来部子ども政策課(別館2階)

TEL: 0776(20)5412

FAX: 0776(20)5735

電子メール: kodomo@city.fukui.lg.jp